

○岡谷市空き家総合整備事業補助金交付要綱

令和5年3月24日

告示第19号

岡谷市老朽危険空き家対策補助金交付要綱（平成29年岡谷市告示第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民生活の安全安心と良好な生活環境を確保し、空き家に関する施策を総合的に実施するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けすることができる者は、次のいずれにも該当する者（個人に限る。）とする。

(1) 空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者又は所有者が死亡している場合はその相続人（以下「所有者等」という。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象空き家	補助対象経費	補助金の額
老朽危険空き家対策事業	次のいずれにも該当する空き家とする。 (1) 市内に所在する1年以上使用されていない一戸建て	解体業者等に依頼して行う空き家の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12	補助対象経費と次に掲げる補助対象空き家の区分に応じ、当該空き家の延べ面積にそれぞれ当該各号に

<p>の建物で、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの</p> <p>(2) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同等の建物</p> <p>(3) 建物が倒壊した場合において、当該建物が敷地の境界を越え、隣接する道路及び敷地に対して影響を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 個人が所有する建物</p> <p>(5) 所有権以外の権利が設定されていない建物。ただし、所有権以外の権利者が当該建物を解体することについて承諾している場合は、この限りでない。</p>	<p>年法律第104号)の規定に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。)に係る費用であって、次の工事を除くものとする。</p> <p>(1) 空き家の一部を解体する工事</p> <p>(2) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となる工事</p>	<p>定める額を乗じた額とを比較し、いずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 木造 補助金の交付を申請する年度の国土交通省住宅局所管事業の不良住宅等除却費に定める木造住宅における1平方メートル当たりの除却工事費の上限額</p> <p>(2) 非木造 補助金の交付を申請する年度の国土交通省住宅局所管事業の不良住宅等除却費に定める非木造住宅における1平方メートル当たりの除却工事費の上限額</p>
---	---	--

空き家家財等処分事業	個人が所有する建物で、岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク実施要綱（平成26年岡谷市告示第30号）第4条第2項の規定により岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録台帳に登録された建物	処分業者等に依頼して行う空き家の屋内部分に係る残置物の処分に係る費用	補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
------------	---	------------------------------------	---

（事前調査申請）

第4条 老朽危険空き家対策事業の補助金の交付を受けようとする者は、当該交付を受けようとする者が所有し、又は管理する建物が前条の表に規定する補助対象空き家に該当するか否かについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。

2 前項に規定する判定は、老朽危険空き家対策事業事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 所有者等であることを証する書類
- (2) 位置図（付近見取図）及び現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、補助対象空き家に該当するか否かを判定し、老朽危険空き家対策事業交付対象判定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、岡谷市空き家総合整備事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 老朽危険空き家対策事業
 - ア 空き家の使用状況報告書（様式第3号の2）
 - イ 登記事項証明書又は所有者等を確認できる書類
 - ウ 補助対象事業に係る見積書の写し

エ 市税の納税証明書の写し

オ 補助対象空き家の権利者の承諾書（第3条の表に規定する補助対象空き家第5号ただし書に該当する場合に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 空き家家財等処分事業

ア 岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録完了通知書の写し

イ 補助対象事業に係る見積書の写し

ウ 市税の納税証明書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡谷市空き家総合整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同一会計年度内において、複数の空き家を補助対象事業とした補助金の交付を受けることができない。

3 交付決定者が第1項の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請)

第7条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ岡谷市空き家総合整備事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請については、第5条の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があった場合は、前条第1項の規定により行った交付決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項に規定する変更を行った場合は、岡谷市空き家総合整備事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該完了

した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、岡谷市空き家総合整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は請書等の写し（契約日及び契約額が確認できる書類）
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 着手前及び完了後が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡谷市空き家総合整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して15日以内又は通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、岡谷市空き家総合整備事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた者に対し、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の岡谷市老朽危険空き家対策補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号の2 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)